

## りそな年金研究所

## 企業年金ノート

【本題】企業年金・iDeCo等の概況について（2023年3月末現在）	P1
【コラム】企業型DCから通算企業年金への移換について	P7

## 企業年金・iDeCo等の概況について（2023年3月末現在）

## 1. はじめに

企業年金制度等の制度数および加入者数等については、厚生労働省および企業年金連合会が定期的に公表しているほか、信託協会や国民年金基金連合会等からも受託または加入等の概況が公表されています。今月号はこれらの公表データ等をもとに、企業年金（厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金(企業型)）、iDeCo（確定拠出年金(個人型)）、iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の概況を、2023年3月末現在のデータを中心に紹介します。なお、各数値は端数処理等の関係で合計が一致しないケースやデータ収集上、年度により出所が異なったものを同列に表示しているケース等があります。

## 2. 企業年金の2023年3月末現在の概況

## (1) 給付建て(確定給付型)制度

「企業年金（確定給付型）の受託概況」は、信託協会、生命保険協会およびJA共済連の連名により、給付建て（確定給付型）企業年金制度の受託件数、加入者数ならびに資産残高を取りまとめられているものです。2023年3月末現在の概況は、＜図表1＞の通りです。

＜図表1＞企業年金(確定給付型)の受託概況（2023年3月末現在）

	受託件数 (基金、件)	資産残高(時価)			加入者数 (万人)	
		(億円)	構成比	対前年比 増減率		
厚生年金 基金	信託銀行	5	138,781	95.9%	▲ 3.8%	12
	生保会社	—	5,986	4.1%	▲ 1.5%	—
	小計	5	144,767	100.0%	▲ 3.7%	12
確定給付 企業年金	信託銀行	3,766	489,733	74.2%	▲ 4.0%	627
	生保会社	7,864	166,125	25.1%	▲ 0.3%	276
	JA共済連	298	4,379	0.7%	▲ 1.0%	7
	小計	11,928	660,238	100.0%	▲ 3.0%	911
合計	11,933	805,006	—	▲ 3.2%	924	

※1 受託件数および加入者数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事会社をベースに計上している。

※2 信託銀行の資産残高は、年金信託契約、年金特定信託契約等の合計。

※3 生保会社の資産残高は、特別勘定特約の資産残高を含む。

※4 生保会社およびJA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

(出所) 信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」(2023年3月末現在)

2023年3月末時点の状況をみると＜図表1＞、厚生年金基金は基金数5件（前年度と同じ）、加入員数12万人（前年度と同じ）となっています。また、確定給付企業年金は、制度数11,928件（前年度比▲180

件)、加入者数 911 万人 (前年度比▲19 万人) となっています。制度数は 11 年連続して減少、資産残高は一時は増加 (2018 年度末(2019 年 3 月末)までは 4 年連続増加) 傾向にありましたが、2019 年度以降は減少傾向となり、今回も資産残高は 66 兆 238 億円 (前年度比▲2 兆 1,089 億円) と減少しています。〈図表 3〉〈図表 4〉

## (2) 掛金建て(確定拠出型)制度

確定拠出年金(企業型)については〈図表 2〉、運営管理機関連絡協議会、信託協会および生命保険協会の連名による「確定拠出年金(企業型)の統計概況」が公表されています。2023 年 3 月末時点では、規約数 7,040 件(前年度比+214 件)、資産額 18 兆 7,409 億円(前年度比+1 兆 92 億円)、加入者数 805 万人(前年度比+23 万人)といずれも増加しています。〈図表 3〉〈図表 4〉

〈図表 2〉確定拠出年金(企業型)の統計概況 (2023 年 3 月末現在)

	規約数		資産額(時価)		加入者数	
	(件)	対前年比 増減率	(億円)	対前年比 増減率	(万人)	対前年比 増減率
確定拠出年金 (企業型)	7,040	3.5%	187,409	5.7%	805	3.0%

※1 記録関連運営管理機関 4 社(SBI ベネフィット・システムズ(株)、損保ジャパン DC 証券(株)、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株)、日本レコード・キーピング・ネットワーク(株))で管理されているデータを基に、運営管理機関連絡協議会が作成したもの。

※2 制度開始ベースであるため、厚生労働省の公表計数(承認ベース)とは必ずしも一致しない。

(出所) 運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」(2023 年 3 月末現在)

〈図表 3〉企業年金の制度数の推移

年度末	厚生年金基金		確定給付企業年金		確定拠出年金(企業型)		DC(個人型)
	制度数	加入者数	制度数	加入者数	規約数	加入者数	加入者数
2001	1,737	1,087	—	—	70	9	—
2002	1,656	1,039	15	3	361	33	1
2003	1,357	835	316	135	845	71	3
2004	838	615	992	314	1,402	126	5
2005	687	531	1,430	384	1,866	173	6
2006	658	522	1,940	430	2,313	219	8
2007	626	478	3,099	506	2,710	271	9
2008	617	466	5,008	570	3,043	311	10
2009	608	456	7,405	647	3,301	340	11
2010	595	447	10,053	727	3,705	371	12
2011	577	437	14,985	801	4,135	422	14
2012	560	420	14,692	796	4,247	439	16
2013	531	405	14,296	788	4,434	464	18
2014	444	361	13,883	782	4,635	505	21
2015	256	254	13,661	795	4,964	548	26
2016	110	140	13,507	826	5,349	591	43
2017	36	57	13,284	901	5,825	648	85
2018	10	17	12,952	940	6,161	688	121
2019	8	16	12,596	940	6,435	723	156
2020	5	12	12,358	933	6,608	747	194
2021	5	12	12,108	930	6,826	782	239
2022	5	12	11,928	911	7,040	805	290

※1 加入者数の単位は、万人

※2 厚生労働省および企業年金連合会の集計値であり、図表 1 および図表 2 の数値とは必ずしも一致しない。ただし、2021 年度以降は「企業年金(確定給付型)の受託概況」・「確定拠出年金(企業型)の統計概況」、国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入者数等について」の集計値。

(出所) 企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』等を基に、りそな年金研究所作成。

### 3. 企業年金の推移(時系列)

#### (1) 制度数の推移

わが国の企業年金における 2001 年度以降の制度数の推移をみると<図表 3>、厚生年金基金は減少を続け 5 基金となりました。確定給付企業年金は、適格退職年金からの移行措置が終了した 2012 年度末以降、制度数は一貫して減少基調となっています。

一方、確定拠出年金(企業型)は、一貫して右肩上がりで増加しています。この背景として、昨今の年金改正により、ポータビリティの拡充・脱退一時金支給要件緩和・加入要件緩和等、加入者の利便性向上が図られてきていることもあるのではないかと考えられます。

#### (2) 加入者数の推移

企業年金の加入者数の推移は、<図表 3>の通りです。2001 年に確定給付企業年金法および確定拠出年金法が制定されて以降、両制度の加入者は徐々に増加しています。2022 年度末(2023 年 3 月末)の企業年金全体の加入者総数は約 1,728 万人(前年度比+4 万人)となっています。

厚生年金基金の加入員数が 12 万人と前年度と同じ、確定給付企業年金が 911 万人と前年度比で 19 万人減少、確定拠出年金(企業型)が 805 万人と前年比で 23 万人増加となりました。重複加入の実例があるのは事実であるものの、全体では増加しています。

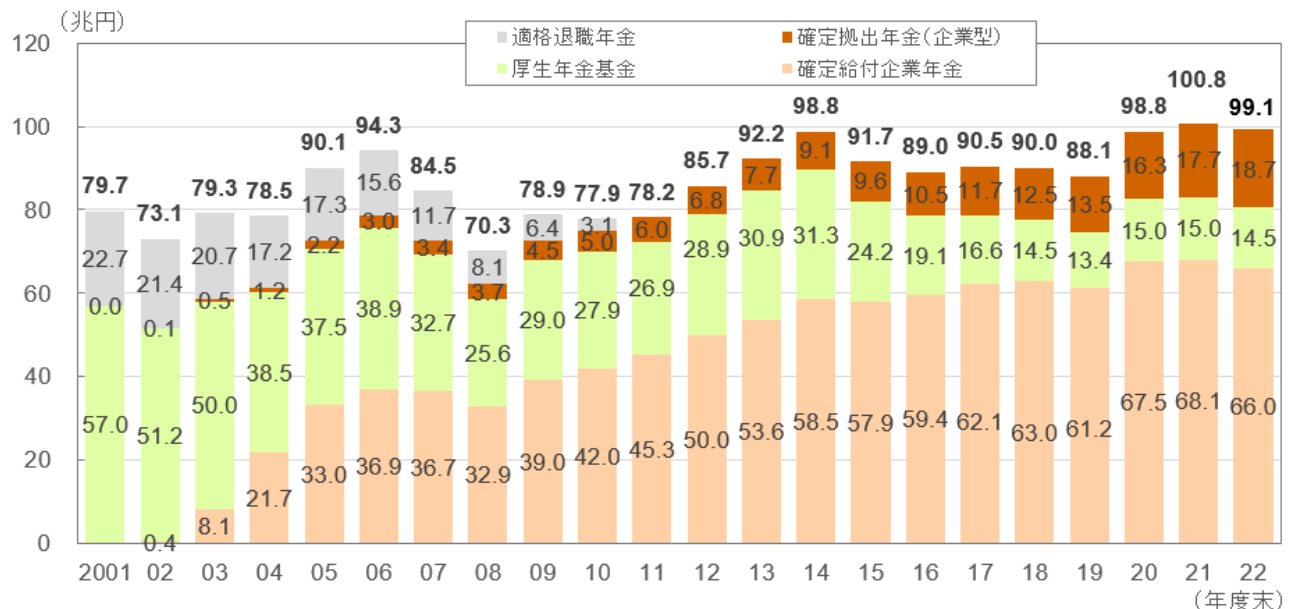
増加しているとはいえ、企業年金全体の加入者総数は、ピーク時(1995 年度末で 2,571 万人)に比べると、約 67%の水準に過ぎません。引き続き、増加の傾向が続くことが期待されます。

#### (3) 資産残高の推移

企業年金の資産残高の推移は、<図表 4>の通りです。企業年金の資産残高総額は、2019 年度まではやや減少傾向にありましたが、その後制度数は減少したものの、運用が好調であったこともあり増加に転じています。確定拠出年金(企業型)は、加入者数あるいは実施事業主数の増加等<図表 3>を受けて資産残高が増加しています。

なお、資産残高を制度別にみると、給付建て(確定給付型)制度である確定給付企業年金および厚生年金基金が全体の約 81%を占めています。

<図表 4> 企業年金の資産残高の推移 (2001 年度末以降)



※1 適格退職年金、厚生年金基金および確定給付企業年金は、信託協会・生命保険協会・JA 共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」による。

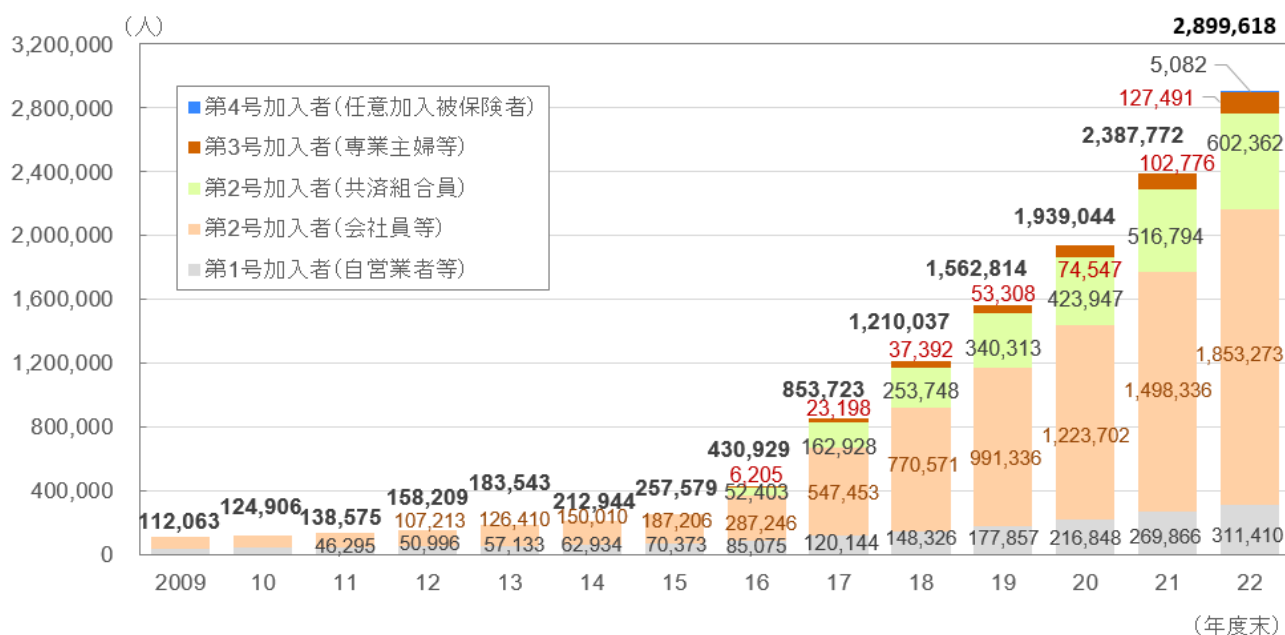
※2 確定拠出年金(企業型)は、2017 年度までは運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」、2018 年度以降は運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」による。

(出所) 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」等を基に、りそな年金研究所作成。

#### 4. 個人型確定拠出年金(iDeCo)の概況

個人型確定拠出年金(iDeCo)は、2017年1月から加入対象がほぼ全ての公的年金被保険者に拡大され、iDeCoの加入者数は、2017年度末から6年連続で前年度末比で35万人以上の増加が続いています。〈図表5〉

〈図表5〉個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入者数の推移(2006年度末以降)



(出所) 2020年度までは厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」を基に、2021年度から国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」等を基に、りそな年金研究所作成。

2022年度末(2023年3月末)時点の加入者数の内訳をみると〈図表6〉、第1号加入者(自営業者等)が311,410人(前年度比+41,544人)、第2号加入者(サラリーマン等)が2,455,635人(前年度比+440,505人)となっています。

公的年金被保険者数に占めるiDeCoの加入割合をみると、公的年金被保険者のほぼ全てがiDeCoの加入対象者となった2017年1月から1年以上経過した2018年3月末時点では1.27%だったものが、2021年3月末には2.87%、2023年3月末には4.29%まで増加しています。加入者区分別でみると、第2号加入者は5.31%であるのに対し、第1号加入者は2.22%と増加はしているものの、あまり普及が進んでいない様子が見えられます。また、第3号加入者(専業主婦(夫)等)は加入者数・加入割合とも増加しています。

2022年度から、第4号加入者(国民年金の任意加入被保険者)の数値が発表されるようになりました。2022年5月1日を改正施行日とする法令改正で、新たにiDeCoに加入が可能になった「国民年金の任意加入被保険者」がiDeCoに加入することができるようになったものです。

〈図表6〉iDeCoの加入者数の内訳および公的年金被保険者数に占める割合

加入者区分		第1号加入者	第2号加入者	第3号加入者	第4号加入者	全体
2021年 3月末 時点	①iDeCo加入者数(人)	216,848	1,647,649	74,547	—	1,939,044
	②公的年金被保険者数(万人)	1,449	4,513	793	—	6,756
	加入割合(=①/②)	1.50%	3.66%	0.94%	—	2.87%
2022年 3月末 時点	①iDeCo加入者数(人)	269,866	2,015,130	102,776	—	2,387,772
	②公的年金被保険者数(万人)	1,431	4,531	763	—	6,725
	加入割合(=①/②)	1.89%	4.44%	1.35%	—	3.55%
2023年 3月末 時点	①iDeCo加入者数(人)	311,410	2,455,635	127,491	5,082	2,899,618
	②公的年金被保険者数*(万人)	1,405	4,628	721	20	6,754
	加入割合(=①/②)	2.22%	5.31%	1.77%	2.54%	4.29%

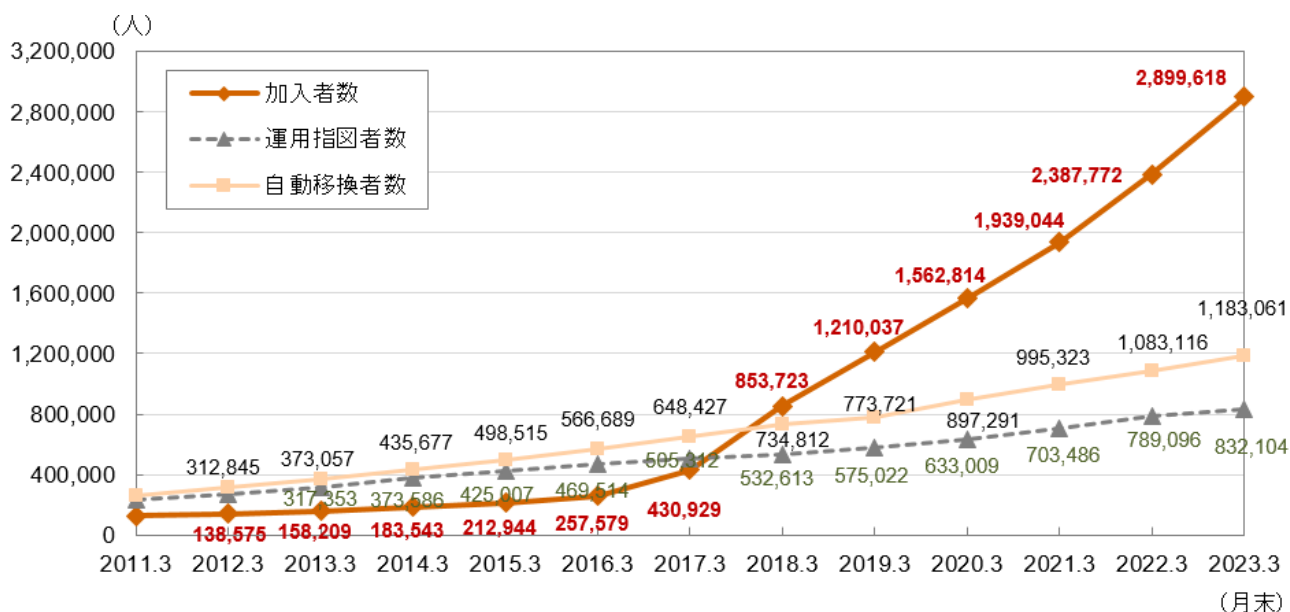
※一部、暫定値を含む

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」、厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業の概況」「国民年金の加入・納付状況」を基に、りそな年金研究所作成。



iDeCoの加入者数は2017年1月の加入対象の拡大を機に大幅増加が続いていますが、自動移換者数と運用指図者数の増加傾向はそれ以前からあまり変化がなく、加入者数の増加による目立った影響はまだ出ていないように見えます。〈図表7〉

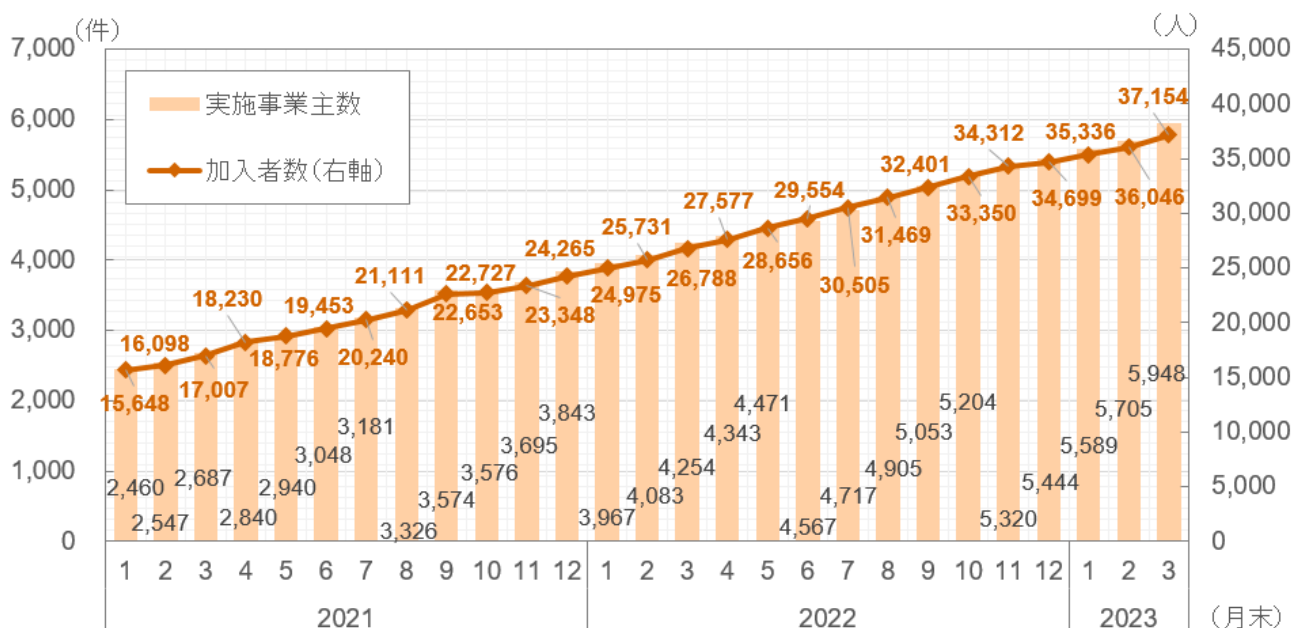
〈図表7〉iDeCoの運用指図者数・自動移換者数の推移（2011年3月末以降）



（出所）国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」各月版を基に、リそな年金研究所作成。

iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）は、2018年5月に施行以降、2022年2月からは対象となる従業員の範囲が100名から300名に拡大されたこともあり、〈図表8〉のとおり着実に増えており、2023年3月末現在37,154人となっています。なお、iDeCo+は企業年金がない企業でのみ実施可能な制度のため、企業年金を新たに実施する場合（企業型DCや規約型DBを実施する場合の他、総合型のDB基金の実施事業所となる場合なども含みます。）には、実施していたiDeCo+は終了しなければなりません。

〈図表8〉iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の実施事業主数・加入者数の推移



※1 加入者は、iDeCo+申請時における加入予定者を計上している。

※2 事業主数は、対象従業員全員が申込手続き未了の場合、変動する可能性がある。

（出所）国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」各月版を基に、リそな年金研究所作成

## 5. 確定拠出年金の運用商品選択状況

次に、確定拠出年金の運用商品選択状況（割合）について見てみます。〈図表9〉〈図表10〉企業型 DC・iDeCo のどちらも資産の管理は企業単位ではなく個別口座により行われておりますが、運営管理機関連絡協議会の資料を見ると加入者全体の姿が見えてきます。

企業型 DC・iDeCo とともに、個々の加入者が運用している商品の割合は、依然として元本確保型の預貯金が高い割合を占めています。しかし、少しずつではありますが、投資信託の残高が増えてきています。

投資信託・金銭信託等の中でも、外国株式での運用が増えてきています。

〈図表9〉企業型 DC の個々の加入者の運用商品選択状況(割合)

	預貯金(%)	保険(%)	投資信託・金銭信託等								処理待機資金等(%)	資産額計(兆円)
			国内株式型(%)	国内債券型(%)	外国株式型(%)	外国債券型(%)	バランス型(%)	MMF(%)	その他(%)			
2019.3末	34.4	16.2	49.0	12.9	5.7	9.0	3.9	16.6	0.0	0.9	0.4	12.5
2020.3末	36.1	15.6	48.1	10.9	6.2	8.3	4.3	17.6	0.0	0.8	0.2	13.5
2021.3末	31.7	13.3	54.8	13.2	5.2	12.4	4.0	18.9	0.0	1.1	0.2	16.3
2022.3末	29.4	12.0	57.9	12.5	4.8	16.0	3.9	19.5	0.0	1.3	0.6	17.8

※資産額の割合(%)で表示のため、0.0であっても資産額は存在する

※投資信託・金銭信託等のうち投資対象が REIT、自社株、コモディティ等の場合「その他」に分類

(出所)運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」基に、りそな年金研究所作成

〈図表10〉iDeCo の個々の加入者の運用商品選択状況(割合)

	預貯金(%)	保険(%)	投資信託・金銭信託等								処理待機資金等(%)	資産額計(兆円)
			国内株式型(%)	国内債券型(%)	外国株式型(%)	外国債券型(%)	バランス型(%)	MMF(%)	その他(%)			
2019.3末	36.0	19.9	43.7	12.3	3.6	10.3	3.2	12.1	0.1	2.2	0.4	1.8
2020.3末	35.9	18.0	45.5	11.4	3.8	11.4	3.5	13.0	0.1	2.4	0.5	2.0
2021.3末	31.2	13.1	55.3	12.6	3.2	18.0	3.3	15.1	0.1	3.0	0.5	2.9
2022.3末	27.4	10.3	61.1	11.3	2.8	24.5	3.2	15.9	0.0	3.3	1.2	3.7

※資産額の割合(%)で表示のため、0.0であっても資産額は存在する

※投資信託・金銭信託等のうち投資対象が REIT、自社株、コモディティ等の場合「その他」に分類

(出所)運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」基に、りそな年金研究所作成

## 〈ご参考資料〉

企業年金（確定給付型）の受託概況（2023年3月末現在）

- ・信託協会 <https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/039/202305/20220530-1.pdf>
- ・生命保険協会 [https://www.seiho.or.jp/info/news/2023/20230530\\_1.html](https://www.seiho.or.jp/info/news/2023/20230530_1.html)
- ・JA共済連 <https://www.ja-kyosai.or.jp/news/2023/20230530.html>

確定拠出年金（企業型）の統計概況（2023年3月末現在）

- ・信託協会 <https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/039/202305/20230530-2.pdf>
- ・生命保険協会 [https://www.seiho.or.jp/info/news/2023/20230530\\_2.html](https://www.seiho.or.jp/info/news/2023/20230530_2.html)

（りそな年金研究所 宮崎 里奈）

## 企業型 DC から通算企業年金への移換について

今回のコラムのテーマは、「企業型 DC から通算企業年金への移換」に関する、某運営管理機関の新人担当者「Aさん」と、その上司「S課長」とのディスカッションです。

Aさん：企業型 DC を導入しているお客様から、中途退職した従業員の個人別管理資産の移換先である通算企業年金とはどのようなものか質問を受けました。通算企業年金について DC（企業型 DC と iDeCo 両方のことをいう。以下同じ。）との違いなども含めて教えていただけないでしょうか。

S課長：通算企業年金とは、中途退職等で企業年金制度から脱退した方が年金原資を企業年金連合会に移換し、将来連合会から年金（一時金も可）として受け取れる仕組みのことだ。以前は、企業型 DC から企業年金連合会へ個人別管理資産の移換はできなかったが、2022 年 5 月の法改正により移換可能となった。

Aさん：企業型 DC のポータビリティの選択肢が増えたのですね。法改正前の移換先の選択肢は iDeCo か転職先の企業型 DC、または DB 規約に定めがあれば転職先の DB でしたよね。DC に移換する場合は、移換先の運用商品ラインナップから運用商品を選んで運用を続けられますが、通算企業年金に移換した後も、自分で運用できるのでしょうか。

S課長：通算企業年金に移換した後は、企業年金連合会が運用をするから自分で運用はできない。移換時の年齢に応じた予定利率が適用される。

### ＜現在の通算企業年金の予定利率＞

移換時年齢	予定利率
45 歳未満	年 1.25%
45 歳以上 55 歳未満	年 1.00%
55 歳以上 65 歳未満	年 0.75%
65 歳以上	年 0.25%

※予定利率は、移換時期および移換時年齢により異なる。

(出所)企業年金連合会ウェブサイトを基に、リそな年金研究所作成(2023(令和5)年7月末時点)。

Aさん：予定利率に応じて給付額が決まるのですね。2023 年 3 月末の企業型 DC の平均利回りが 3%（格付投資情報センター調べ）なので、自分で運用して増やしたいなら DC へ移換した方が…。もしかして、通算企業年金では自分で積立てることもできないのでしょうか。

S課長：通算企業年金は、移換原資に予定利率を付すという仕組みなので、追加で拠出することはできない。

Aさん：それは移換先を決めるにあたって判断材料の1つになりそうですね。他にも DC との相違点はあるのでしょうか。

S課長：企業型 DC の加入資格を喪失した日の翌月から 6 ヶ月後の月末までに移換手続きをしなかった場合、個人別管理資産が国民年金基金連合会に自動移換される事は知っているね。

Aさん：はい。中途退職者に必ず説明していただくよう DC 担当者の方にご案内しています。

S課長：もし自動移換となってしまった場合、国民年金基金連合会から iDeCo や転職先の企業型 DC に移換することはできるが、通算企業年金には移換できなくなる。通算企業年金に移換したい場合は、期限内の手続きが必須だ。もちろん、自動移換されたままでは給付手続きができなくなる。自動移換はいかん。

Aさん：自動移換後は、通算企業年金には移換できないのですね。通算といえば、6 月にメジャーリーグの大谷翔平選手が日米通算 200 号本塁打を打ちましたが、メジャーリーグの年金制度は手厚いようですね。

S課長：10 年以上在籍で年 21 万ドル支給されるようだ。

Aさん：それはすごいですね。日本のプロ野球にも公的年金以外の年金制度はあるのでしょうか。

- S 課 長：日本野球機構も以前は適格退職年金を実施していた時期もあるようだが、今は何もやっていないようだ。
- A さ ん：適格退職年金を…では分配して終了したのですね。通算企業年金へは以前より厚生年金基金や DB からの移換は可能でしたが、適格退職年金からも移換が可能だったのでしょうか。
- S 課 長：いや、適格退職年金からの移換はできなかった。なお、厚生年金基金や DB から脱退一時金相当額を移換する場合の期限は資格喪失日から 1 年だ。
- A さ ん：企業型 DC と DB では手続き期限が違うので注意が必要ですね。通算企業年金に移換する場合はどのような手続きが必要なのでしょう。
- S 課 長：手続き方法は 2 通り。企業年金連合会のウェブサイトの申出入力フォームに入力して運転免許証等のコピーを企業年金連合会に郵送するか、個人別管理資産移換申出書と運転免許証等のコピーを移換元の記録関連運営管理機関に郵送するかのどちらかだ。
- A さ ん：ウェブサイトに入力できるのは便利ですね。ところで手数料についてですが、DC は手数料がかかりますが、通算企業年金も手数料はかかるのでしょうか。
- S 課 長：通算企業年金で手数料がかかるのは移換時のみだ。ランニングコストはない。
- A さ ん：移換後に企業年金制度のある企業へ再就職した場合は、再移換できるのでしょうか。
- S 課 長：加入された企業年金制度に定めがあれば、移換は可能だ。
- A さ ん：その他に、DC と通算企業年金で違う点はあるのでしょうか。
- S 課 長：通算企業年金と DC では給付の仕組みも違う。DC の給付については知っているね。
- A さ ん：DC は 60 歳（通算加入者等期間が 10 年以上ある場合）から 75 歳の間に老齢給付金の請求手続きをする必要があります。受け取り方は年金受取りか一時金受取り、またはその組み合わせから選択ができます。その他障害給付金や死亡一時金などがあります。
- S 課 長：そうだ。通算企業年金の場合、支給開始年齢は原則 65 歳（厚生年金保険と同様の経過措置あり）だが、60 歳まで支給を繰上げることも可能だ。ただし、支給額は減額される。
- A さ ん：繰上げ可能ということは、逆に、繰下げて増額させることもできるのでしょうか。
- S 課 長：いや、繰下げの仕組みはない。
- A さ ん：そうなのですか。受け取り方法も異なるのですか。
- S 課 長：通算企業年金は、保証期間が付いている終身年金だ。DC と違って、受け取り時に本人の選択によって、受け取り方の指定はできない。保証期間とは、受取開始年齢から 80 歳までの期間のことを指し原則 15 年あるが、移換が 65 歳以降に行われた場合、移換時の年齢に応じ保証期間は短くなる。
- A さ ん：万が一の場合の給付はあるのでしょうか。
- S 課 長：通算企業年金は、原則として年金として受け取るものだが、思いがけない病気や災害などの理由があった場合は、支給開始年齢に達していれば選択一時金の受給ができる。受け取り前や、受け取り期間中（保証期間内）に亡くなった場合は、死亡一時金がある。ただ、DC と違って、障害給付金というものはない。
- A さ ん：受け取り方も相違点がいろいろありますね。それぞれの仕組みが説明できるよう整理します。
- S 課 長：うむ。老後資産は、企業年金以外の資産もふまえてプランニングする必要がある。しっかり仕組みを理解しておくように。

(信託年金営業部 インサイドビジネス室 妻鹿 華代子)

企業年金ノート 2023(令和 5)年 8 月号 No.664

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託年金企画部 りそな年金研究所

〒540-8610 大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1

TEL: 06-6268-1750 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCo のお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>

